

第2部へのコメント

夫 馬 進

今回コメントを依頼されたのは、A. 清水太郎「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅 (6) —— 19世紀を中心として」、B. 鄭多函「“小中華”の創出：15世紀における朝鮮の女真族と対馬島に向けた“敬差官”派遣を中心に」、C. 岡本弘道「近世琉球の国際的位置と対日・対清外交」である。この順番でコメントさせていただく。

A. 清水太郎「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅 (6) —— 19世紀を中心として」

1. テキストの問題

これまで清水氏は、一貫してベトナム使節と朝鮮使節との中国での出会いについて研究され、数多くの新資料を発掘されてきた。今回もその中の19世紀を中心とした話である。

まず、1845年にベトナムから派遣された使節にかかわるテキストの問題である。ここで清水氏は私がかつとりあげた史料、范芝香『鄱川使程詩集』をとりあげ、「ハノイ国家大学所蔵本が最も古く、その後越南漢喃研究院所蔵本を筆写する際に若干の文字の異同を行い……」している。しかし、はたしてそうか。ハノイ国家大学所蔵本の方が、転写されるうちに誤写されたと考えるのが常識的であり、漢喃研究院所蔵本『鄱川使程詩集』がよりよいテキストと考えるべきではないか？この点については、私は2003年にハノイ国家大学と漢喃研究院で史料調査を行った後、2004年に『越南漢喃文献目録提要』（台北、中央研究院中国文哲研究所、2002）によって、同名の史料が漢喃研究院にも所蔵されていることを知った。そこで、論文を執筆するにあたり、どちらの版本を底本とするべきか決定するため、当時ハノイに留学していた岡田雅志君（当時大阪大学大学院生）に連絡をして、漢喃研究院本を送ってもらった。その結果、漢喃研究院本のほうがよりよいテキストであることを知ったが、残念ながら論文はすでに校正の段階にあり、底本を新しくすることはできなかった。

昨年、これまで日本語で書いてきた朝鮮燕行使と朝鮮通信使にかかわる論文をまとめて、中国で論文集として出版するにあたり、このベトナム使節と中国の考証学者汪喜孫との出会いについての論文をも翻訳して収録しようと考えた。2008年にハングル本で同様の研究書を翻訳出版した時にはこれを含めなかったが、中国語版を出版するに際してこれを含めようと思ったのは、ベトナム使節による旅行記が中国の学術史や当時の汪喜孫のような朝鮮知識人とも交際していた「国際人」を研究するために、このような形でも利用できることを中国の研究者にも知っていただけるかもしれないと考えたためである。それで夫馬進『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』（上海、上海古籍出版社、2010）に当該論文を収録するにあつ

て、私は底本をすっかりいれかえ、漢喃研究院本を用いた。

なお、復旦大学が昨年出版した資料集では、越南漢文燕行文献と呼んでいるが、ベトナムで普通使われていた用語は、燕行ではなく如清または如燕である。

文献の問題としてあと一つ指摘すべきは、李裕元『嘉梧藁略』である。私の論文で用いたのは、わずかに『韓国歴代文集叢刊』（景仁文化社）本だけであったが、この叢書は質の点で問題がある。本来参考にすべき同名の書物は、ソウル大学奎章閣に13冊本として現存しており、これをも参考にせねばならない。

2. 朝鮮のベトナム観とベトナムの朝鮮観

清水氏は本論において、1824年から25年に北京へ行ったベトナム潘輝注の朝鮮観を述べているが、提示された史料だけでは彼らの朝鮮観はよくわからない。朝鮮のベトナム観とベトナムの朝鮮観とはどのような特色を持つものと考えたらよいのか？

また清水氏は、16・17・18・19世紀という分け方で論じているが、たとえば19世紀の場合、1840年のアヘン戦争、1856年のアロー戦争などがこのような時代区分をする時のメルクマークとならないであろうか。さらにいえば、このような時代的变化はベトナム人と朝鮮人のみの交流を追ってはいくならず、たとえば朝鮮人と中国人の交流の変化にも目を向ける必要がある。

B. 鄭多函「『小中華』の創出：15世紀朝鮮の女真・対馬に向けた『敬差官』派遣を中心に」

1. 「人臣者無外交」について

「敬差官」という存在について、私はこれまでまったく知らず、教えられるところがあった。

「人臣たる者、外交なし」との言葉は、日本の研究者と韓国の研究者によってしばしば誤解されているようである。この言葉はもともと『礼記』郊特牲にあらわれ、『春秋穀梁伝』などにも見えるが、ここにいる外交には現在の diplomacy の意味合いはまったくない。外とは外れる・外すの外であって、外交の外ではない。君主を外した交際のことであって、明代と清代でいえば礼部の許可を得ずに私的に明の大臣の家を訪問することも、中国知識人と朝鮮知識人が旅館で勝手に筆談することも、「外交」であった。この点については、かつて私は夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』（京都大学学術出版会、2007）の前書きで簡単に述べたことがある。

2. 「事大」と「交隣」という概念について

私が知るかぎり、朝鮮の外交を「事大」と「交隣」に分けて考えるのは、『通文館志』1778年刊本（1720年初刊本）にもっとも明瞭に読みとることができる。問題はこの『通文館志』のカテゴリーをどこまで遡らせることができるか、ということである。

さらに、本研究では頁53-54の表で、敬差官の派遣を16世紀初めまでとする。しかしたとえば、16世紀中頃以降、17世紀初め頃まで、朝鮮には外国へ派遣する「敬差官」はあったのか？なくなったのだとすれば、それは何故か？明に知られるのを恐れたからなくなったのだとすれば、一つには「事大か交隣か」

の選択を迫られるようになったからではないか？

とすれば、敬差官とは事大と交隣のカテゴリーが成立する前の古い形態を示さないか？これが「交隣」の中におし込められる前の姿を示すのであれば、問題提起自体、問題がありはしないか？15世紀における「小中華」の創出について、もう少し間合いを広くとった議論が必要ではないか？

3. 欽差官と敬差官の問題について

朝鮮で明の欽差官をまねて、欽を敬と置き換えたものではないかとの指摘、大変面白い。しかし参考までにいえば、『明実録』で欽差官は五回しか出てこない。また、『明実録』萬曆三十二年十一月丁未の条には、「撫按係欽差官」とあり、撫按とはこの場合巡撫・巡按である。巡撫・巡按とは我々の理解するところでは、本論文で朝鮮の敬差官として述べられているような低い地位の者ではない。はたして、朝鮮の敬差官は明の欽差官をモデルにしたと考えてよいのかどうか。また本論では、「使」とつく使節と「使」とつかない使節とを区別しているが、これを区別する史料はあるのか？

4. 敬差官の「公式化」と「非公式性」との問題

および朝鮮の藩籬・藩屏と中国（明）の藩籬・藩屏との問題

本論では「女真や対馬より優越した地位にあることを公式化させる」というが、公式化といのはおかしいのではないか？それは明に明らかにされないかぎりでの「公式化」である。その意味で「非公式性」は維持されているのではないか？

また、明が朝鮮・女真を藩屏と見なし、朝鮮が同時に女真を藩屏と見なしたら、当然問題が起きはしないか？たとえば明の天順年間に、女真が朝鮮から官位をもらった時、これを知った明は問題とした。

頁69で、明も朝鮮の城底に居住する女真が朝鮮の藩籬であることを認めたとするが、馬鑑（明の一臣下）がそう言ったと朝鮮史料に記されるのと、明がそのように認めたということは全く別のことではないか？

また、頁68で朝鮮前期、女真と対馬を朝鮮が「藩籬」や「藩屏」と称する事例をとりあげ、論者は藩籬・藩屏を朝鮮の「人民」を意味するものとしているが、はたして妥当な解釈であろうか？というのは、明は周辺の朝鮮や女真を藩籬・藩屏と呼んだが、それは明が朝鮮人・女真人を明の「人民」としたことを意味するのか？結局のところ、朝鮮が女真や対馬を藩籬・藩屏とよぶことは、明の容認とするところとならなかったのではないだろうか？

C. 岡本弘道「近世琉球の国際的地位と対日・対清外交」

本論文は、遺憾ながら特に新しい見解は出されていないように思う。したがって、個々の問題についてコメントすることは差し控えたい。

ただ願わくは、私のつまらない論文「一六〇九年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対琉球外交——東アジア四国における冊封、通信そして杜絶——」（『朝鮮史研究会論文集』第四十六集、2008）で論じた問題、たとえば従来の冊封体制論では「日本は冊封体制から離脱していた」などといわれるが、

それが誤った考えであり、逆に日本と中国との間で外交がなかったからこそ、はじめて琉球と中国との間で冊封関係が存続し得たのではないか、という考え、また、1609年に起こった「日本の琉球併合」からまもなくして、琉球と朝鮮との間で国交がなくなるのは、両国がともに日本と関係を持つにいたったからではないか、とする考えなど、誤りを犯しているかもしれず、コメントを加えていただきたかった。というのは、岡本氏が今回「近世琉球の国際的位置と対日・対清外交」と題して論じられている以上、この問題をす通りして琉球の外交姿勢を論ずることはできないと考えるからであって、この点、この種の見解に対して氏のコメントが加えられなかったのは残念であった。

また、豊見山氏がかつて琉球の「主体性」を論じられたことがあるが、現時点でこのような論文を批判するのが当を得ているかどうか？というのは、「主体性」というのを問題とするのであれば、奄美大島の沖縄本島（琉球国）への主体性が問題になりはしないか？そしてさらには、奄美大島とその周辺諸島との間についての「主体性」もが問題になるだろうからである。「主体性云々」の問題はあまりに主観性が強すぎる問題であるため、この種のパースペクティブを持たないのであれば、深入りしない方がよいのではないか？